

令和6年度
**児童扶養手当
ハンドブック**



小田原市
子ども若者部 子育て政策課

1. 手当を請求できる方について

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童（政令で定める程度の障害※1がある場合は、20歳未満の児童）を監護※2している父母、または父母に代わって児童を養育している人が請求者となります。（養育者が複数いる時は、その家庭の生計の中心となっている人が請求者となります。）

※1 P.10参照

※2 監護とは、対象児童の生活について種々配慮し、日常生活において対象児童の衣食住などの面倒を見ていること。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が政令で定める程度の障害（P.10参照）の状態にある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母から1年以上遺棄※されれている児童
- ⑥ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 父又は母が婚姻しないで生まれた児童
- ⑨ ①から⑧まで該当するか明らかでない児童

※ 遺棄とは、父又は母が児童と同居しないで扶養義務又は監督義務をまったく放棄している状態。

ただし、上記に当てはまる場合でも、次のいずれかに該当する場合は請求できません。

- ① 手当を受ける人（請求者）、対象となる児童が日本国内に住所を有しないとき
- ② 婚姻の届出がなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき（父母に限る。）
- ③ 児童が里親に委託されているとき
- ④ 児童が児童福祉施設等に入所しているとき（通園、ショートステイを除く。）
- ⑤ 母子家庭で平成15年4月1日時点において、支給要件に該当するようになった日から起算して、5年を経過しているとき

➤ 公的年金給付等との併給調整について

障害基礎年金等以外の公的年金※1を受給されている方は、公的年金の額が児童扶養手当額を下回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できます。なお、障害基礎年金等※2を受給されている方は、令和3年3月分以降、障害基礎年金の子の加算部分の額が児童扶養手当の額を下回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。

※1 遺族年金、老齢年金、労災年金など

※2 国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など

2. 手当額（月額）について【令和6年11月分から】

区分	児童1人	児童2人目以降の加算額
全部支給	45,500円	10,750円
一部支給	45,490～10,740円	10,740～5,380円

※ 手当額は毎年見直しがあるため、年度によって変わることがあります。

※ 一部支給額は所得額に応じて決定されます。

3. 所得制限について

請求者、その配偶者及び同一生計の扶養義務者の前年の所得がそれぞれ制限限度額を超えると手当の支給は停止されます。（合算ではありません。）

※扶養義務者とは、民法第877条第1項（直系血族及び兄弟姉妹は互いに扶養する義務がある）に定める方であり、3親等以内の親族をさします。請求者と同住所に居住している場合、世帯が別であっても「扶養義務者」として取り扱います。

➤ 所得の計算方法

$$\text{所得額} = \text{年間収入額} - \text{必要経費(給与所得控除額)} + \text{養育費} \times 1 \\ - 80,000\text{円(定額の控除)} \times 2 - 100,000\text{円} \times 3 - \text{諸控除}$$

※1 児童の父又は母から、その児童の養育に必要な費用について、母、父又は児童が受け取る金品等で、その金額の8割相当額

※2 社会保険料の相当額として一律に8万円を控除

※3 10万円の控除は、給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合に限る（それぞれの所得額が10万円未満の場合、所得額と同額）

➤ 所得制限限度額（令和6年11月1日現在）

扶養親族等の数 (16歳未満の児童も 含まれる)	請求者（受給者）		配偶者及び扶養義務者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	690,000円未満	2,080,000円未満	2,360,000円未満
1人	1,070,000円未満	2,460,000円未満	2,740,000円未満
2人	1,450,000円未満	2,840,000円未満	3,120,000円未満
3人	1,830,000円未満	3,220,000円未満	3,500,000円未満
4人	2,210,000円未満	3,600,000円未満	3,880,000円未満
5人目以降	1人につき380,000円加算		
加算額 (右に該当する場合は 上記の制限限度額に加 算されます。)	<ul style="list-style-type: none">同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族 1人につき100,000円特定扶養親族又は控除対象扶養親族（前年の12月31日時点で16歳以上19歳未満の者に限る。）1人につき150,000円		<ul style="list-style-type: none">老人扶養親族（扶養親族がすべて70歳以上の場合は1人を除く。）1人につき60,000円

➤ 諸控除（道府県民税について、地方税法に規定する諸控除を受けている場合の控除額）

障害者控除	270,000円	雑損控除	当該控除額
特別障害者控除	400,000円	医療費控除	当該控除額
勤労学生控除	270,000円	配偶者控除	当該控除額
寡婦控除	270,000円	小規模企業共済等 掛金等控除等	当該控除額
ひとり親控除	350,000円		

※ 寡婦控除・ひとり親控除は、養育者、扶養義務者又は孤児等の養育者のみ適用となります。

4. 認定請求手続き

請求窓口は市役所子育て政策課のみとなります。（住民窓口では受付できません）

▶ 必要書類

- ① 請求者と対象児童の戸籍謄本
- ② 請求者本人名義の預金通帳又はキャッシュカード
- ③ その他、必要な添付書類（請求者の個別の状況により異なります）

※ ①については、請求日の1ヶ月以内に発行されたものとなります。なお、離婚の場合は、離婚日の記載がある戸籍謄本が必要です。

▶ 個別の状況により必要な添付書類一覧（請求時に、請求者の状況に応じてお伝えします。）

事実婚解消の場合（母が事実婚によって懐胎した児童の父母が事実婚を解消した場合に限る）	事実婚解消等調書、申立書※ 1
父又は母が死亡の場合	父又は母死亡の記載がある戸籍謄本
父又は母が障害の場合	医師又は歯科医師の診断書等※ 3
父又は母が生死不明の場合	父又は母の生死が明らかでない事実を明らかにする書類
父又は母が遺棄している場合	父又は母が1年以上遺棄している事実を明らかにする書類（本人の申立書、遺棄調書）
父又は母が保護命令を受けている場合	父又は母が保護命令を受けた事実を明らかにする書類（保護命令決定書の謄本、確定証明書）
父又は母が拘禁されている場合	父又は母が1年以上拘禁されている事実を明らかにする書類（刑務所、拘置所等の証明書）
未婚の母の場合	事実婚解消等調書、申立書
児童を別居で監護している場合	別居監護申立書※ 2
請求者が養育者の場合	養育申立書※ 1
請求者の住民票上の住所地と現実の住所地が違う場合	住所要件に関する申立書※ 1
やむを得ない事情により元配偶者等、実際に居住していない者の住民登録が残っている場合	父子・母子で生活していることの申立書※ 1
対象児童が政令別表第1に定める程度の障害の場合	医師又は歯科医師の診断書等※ 3
請求者又は対象児童が公的年金給付を受給している場合	年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書等

※ 1 市職員等による確認及び署名が必要となります。

※ 2 対象児童のお住まいの地区の民生委員の署名押印、または寮に入っている場合等は寮長等の署名押印、在寮証明書等が必要となります。

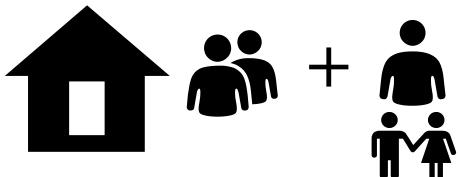
※ 3 障害者手帳等の等級により、診断書が省略できる場合があります。

➤ 同一生計と別生計

児童扶養手当制度では、別世帯であっても同じ住所に住民登録のあるご親族の方（扶養義務者）も同一生計とみなします。例外的に扶養義務者と同居している又は同じ住所登録であっても、別々の生計と認められる場合がありますので、下の図を参考に扶養義務者と別生計となる場合はお申し出ください。

同一生計となる場合

同じ屋根の下に請求者世帯と両親等の親族世帯が同居している

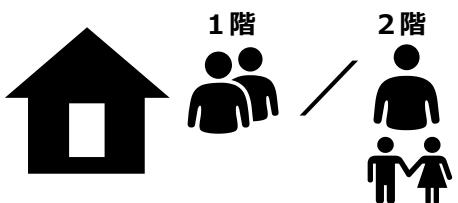


この場合、

- ・世帯分離しているからといって、別生計とはなりません。
- ・18歳以上（児童扶養手当の対象児童以外）のお子様に関しても所得判定の対象に含まれます。

別生計とされる場合

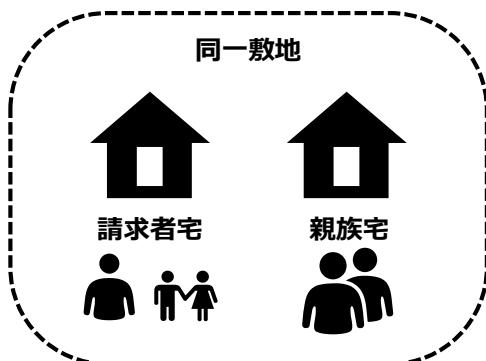
①二世帯住宅に受給者世帯と両親等の親族世帯が同居している



この場合、

- ・税法上の扶養親族になっていない
- ・1階は親族世帯、2階は請求者世帯等、それぞれの居住空間がある（風呂、トイレ、台所等が別々）
- ・光熱水費等の公共料金をそれぞれに支払っているなどを申し立て（証明）していただき、図面や光熱水費の領収書を提出していただく必要があります。

②同一敷地内に受給者世帯と両親等の親族世帯それぞれの住宅がある
(いわゆる別棟である)



この場合でも、

- ・税法上の扶養親族になっている
- ・光熱水費等の公共料金は親族が支払っている場合は、同一生計とみなされる可能性があります。

※ 別生計であることを申し立てるには、調査のほか住宅平面図での間取り確認や、光熱水費の領収書（請求書）により、名義が分かれていること等を確認します。

※ また状況に応じて、現地調査をさせていただくこともあります。

➤ 手当額算定にかかる所得の対象年度

認定請求の時期によって、次のとおり参照する所得年度が異なります。

手当額算定に参照する所得については、

令和5年10月～令和6年9月の間の認定請求の場合は、令和4年中の所得状況により算定

令和6年10月～令和7年9月の間の認定請求の場合は、令和5年中の所得状況により算定
となります。

5. 認定・支給の方法について

提出された書類をもとに、毎月1回の審査会において審査し、認定を行います。

認定されると証書を交付し、請求した月の翌月分から手当が支給されます。

手当は1月・3月・5月・7月・9月・11月（各月11日）の年6回、支給月の前月までの月分が指定された金融機関の口座へ振り込まれます。

支払日	1月11日	3月11日	5月11日	7月11日	9月11日	11月11日
支給対象月	11・12月分	1・2月分	3・4月分	5・6月分	7・8月分	9・10月分

※ 支給日が土曜日、休日にあたるときは、その直前の金融機関の営業日となります。

※ 所得制限限度額を超えるため、手当が支給されない方には、証書は交付されません。

6. 認定後の手続きについて

次のような場合は、子育て政策課に届け出でください。（住民窓口では受付できません）
なお、①については提出についての案内を事前に子育て政策課から送付します。

①現況届

毎年8月1日から8月31日までの間に、現況届（年度更新手続き）を添付書類とともに子育て政策課へ提出する必要があります。

添付書類は、受給者によって異なりますので、詳しくは子育て政策課から送付する案内文書をご確認ください。（7月末頃発送予定）

この届は、前年の所得の額によってその年の11月から翌年の10月までの手当を支給するかどうかを審査するため、年1回提出していただくものです。

引き続き手当を受けられる場合には、新たに証書が交付されます。届出がないと手当を受けることができませんので、必ず提出してください。

また、上記の届出期間を過ぎて提出されると、手当の受け取りが遅れます。

※ この届を2年間続けて提出しないと、手当を受ける資格がなくなりますので、ご注意ください。

②額改定（増額）請求書

監護（養育）する対象児童の人数が引き取り等により増えたときは、届け出でください。

請求の翌月から手当額が増額となります。なお、出生による届け出があった場合は、事実婚等の調査によって、認定時期が遅れる場合もあります。

※ 事実婚等の調査の結果、資格喪失になる場合もあります。

③資格喪失届／額改定（減額）届

次のような場合は手当を受ける資格がなくなりますので、すぐに資格喪失届もしくは減額届を子育て政策課に提出してください。

- ① あなたが結婚したとき
- ② あなたが結婚の届出をしなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係）となったとき
- ③ あなた又は対象児童が日本国内に住所を有しなくなったとき
- ④ あなた又は対象児童が死亡したとき
- ⑤ 対象児童が児童福祉施設等に入所しているとき（通園、ショートステイを除く。）
- ⑥ 対象児童又は父（母）の障害の程度が、手当の基準に該当しなくなったとき
- ⑦ 対象児童があなたに監護又は養育されなくなったとき
- ⑧ 対象児童が結婚したとき（成人とみなされます）
- ⑨ 遺棄の状態でなくなったとき（支給要件が「遺棄」の場合のみ）
- ⑩ 父又は母の拘禁が終了したとき（支給要件が「拘禁」の場合のみ）
- ⑪ その他（証書裏面の注意事項を参照してください。）

※ 届出をしないで手当を受けた場合、受給資格がなくなった月の翌月分から、受給した手当の全額を後日返していただくことになります。

④変更届（住所・氏名・金融機関）

住所、受給者氏名又は金融機関の口座や名義を変えたときは、届け出てください。
※市内住所変更ではなく市外に転出する場合は、変更届ではなく転出届となります。

※ 支払期直前に口座（名義含む）を変えたり解約してしまうと、手当のお振込みができませんので、ご注意ください。

⑤支給停止関係届（発生・消滅・変更）

扶養義務者と同居することになったり又は別居することになったときに届け出てください。

※ 所得制限限度額を超える扶養義務者と同居または別居したときには、手当の支給が停止になる場合や、支給停止が解除され手当支給が開始となる場合があります。

⑥他の届出

● 証書亡失届

→児童扶養手当証書を無くしたとき

● 転出届

→市外・県外へ住所が変わるとき

● 児童の障害状態届／再診（有期更新）届

→父・母または児童（18歳以上）が障害を理由として手当を受給しているとき

● 児童氏名等変更届

→児童氏名を変えるとき又は児童と別居（同居）するとき

● 公的年金給付等受給状況届

→あなた、もしくは対象児童が公的年金を受給するようになったとき

● 所得状況変更届

→あなたや扶養義務者、もしくは配偶者が所得申告を修正、更生したとき

7. 手当額の減額について

手当を受け始めてから5年等が経過する受給者の方は、事前にこちらからお知らせを通知しますので、必ずお読みになって、必要な書類を添付し、「一部支給停止適用除外事由届出書」を期限までに提出してください。届の提出がないと、手当額の2分の1が減額になる場合があります。なお、「一部支給停止適用除外事由届出書」は、5年等満了月の直前の時期の児童扶養手当現況届（8月）と併せて提出することができます。その後は、毎年現況届と併せて提出していただきます。

対象となるのは、母または父である受給資格者で、次のいずれかに該当する方です。

- 1 手当の支給開始月の初日から起算して5年（平成22年8月1日において手当の支給を受けている父については、平成22年8月1日から起算して5年）を経過した人
 - 2 手当の支給要件（離婚や死別等）に該当した日の属する月の初日から起算して7年（平成22年8月1日において手当の支給要件に該当している父については、平成22年8月1日から起算して7年）を経過した人
- ※ ただし、手当の認定請求（増額請求を含む）をした際ににおいて3歳未満の児童を監護している場合は、当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月から起算して5年経過したときとなります。

また、届け出をする際には、次のいずれかの要件に該当していることが必要です。
いずれかの要件に該当していることを示す書類を添付し、届け出してください。

- 1 就業していること
- 2 求職活動その他自立に向けた活動を行っていること
 - ア 福祉事務所等において母子・父子自立支援プログラムを策定することが予定されている、又は当該プログラムに基づいて支援を受けていること
 - イ 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて就業相談、講演会等を受けていること
 - ウ 公共職業安定所において求人情報の提供、職業相談等を受けていること
 - エ 民間職業紹介事業所又は派遣事業所において、求職相談、派遣労働者登録等を行っていること
 - オ 求人者に採用選考を受けたこと
 - カ 雇用保険法に規定する求職者給付（傷病手当を除く。）を受給していること
 - キ その他就職活動等就業するための活動を行っていること
 - ク 職業訓練校、専修学校その他養成機関に在学していること
- 3 児童扶養手当法施行令別表第一に定める障害状態にあること
- 4 疾病・負傷・要介護状態その他これに類する事由により就業することが困難であること
- 5 あなたが監護する児童又は親族が障害、疾病・負傷・要介護状態その他これに類する事由によりあなたが介護を行う必要があり就業することが困難であること

8. 手当額（一部支給）の計算方法

$$\begin{aligned} \text{基本額（第1子目）} &= 45,490\text{円} - (\text{受給者の所得額} \times 1 - \text{所得制限限度額} \times 2) \times 0.025 \\ \text{第2子目以降加算額} &= 10,740\text{円} - (\text{受給者の所得額} \times 1 - \text{所得制限限度額} \times 2) \times 0.0038561 \end{aligned}$$

※1 P.2の「所得の計算」方法により求められる所得額

※2 P.2の「所得制限限度額」における扶養親族等の数に応じた全部支給の所得制限限度額

9. よくあるお問い合わせ

Q. 離婚後、実家に戻り児童扶養手当の認定請求をする予定ですが、同居親族の所得も所得判定に含まれますか。

A. ご実家で一緒に暮らす親族（P.2「3. 所得制限について」参照）の所得を参考します。また、所得は合算ではなく、それぞれの所得をそれぞれの所得制限限度額により判定します。なお、どなたかお一人でも所得制限限度額を上回った場合、その年度の手当は全部支給停止となります。

Q. 配偶者との死別により認定請求を行う場合、手当は支給されますか。

A. 遺族年金を受給する場合、年金額（月額相当額）が児童扶養手当額（月額）を下回る場合は、その差額を児童扶養手当として受給できます。

Q. 令和6年11月の制度改正はどんな内容ですか。

A. 令和6年11月1日から児童扶養手当法等の一部が改正され、所得制限限度額と第3子以降の加算額が引き上げられました。
所得制限限度額について、例えばお子様1人の場合、全部支給については87万円から107万円に、一部支給については230万円から246万円に引き上げられました（所得ベースによる算定）。
また第3子以降の加算額については、第2子の加算額と同額になりました。
これまで6,450円だったのが、令和6年11月分手当から10,750円となりました（全部支給の場合の金額）。

Q. 児童扶養手当の月額はいくらになりますか。

A. 受給者の所得状況や対象児童の人数により異なります。
所得判定の結果、支給区分が「全部支給」となる場合、月額は対象児童1人の場合は45,500円、児童2人の場合は56,250円、3人の場合は67,000円、以降児童1人につき10,750円加算した金額となります。（令和6年11月からの手当額）
なお、支給区分が「一部支給停止」の場合は、所得状況により金額が変わりますので、詳しくは、P.2の所得額の計算方法やP.7の手当額の計算方法を参照してください。

※ 手当額は国で毎年見直しがあるため、年度によって変わることがあります。

Memo



10. その他の関連制度について

JR通勤定期乗車券の特別割引制度について

児童扶養手当を受給されている方がJRの「通勤定期乗車券」を購入する場合、約3割の割引を受けることができます。

▶ 対象者

児童扶養手当を受給中の方、またはその同一世帯の方

▶ 制度の利用方法

1. 事前に子育て政策課に「特定者資格証明書」の交付申請が必要となります。
2. 「特定者資格証明書」の交付を受けた後、「特定者用定期乗車券購入証明書」の交付申請をしてください。（初めて申請する場合は1、2の両方の申請が必要です）
3. 「通勤定期乗車券」の購入時に「特定者用定期乗車券購入証明書」をJRの窓口で提示することで割引を受けることができます。

▶ 注意事項

- ※ 申請は子育て政策課窓口のみとなります（住民窓口での申請はできません）。
- ※ 児童扶養手当の資格を喪失した場合や、所得超過により全部支給停止となっている方はご利用できません。
- ※ 「特定者資格証明書」や「特定者用定期乗車券購入証明書」の交付を受けた後、児童扶養手当の資格を喪失したり、所得超過により全部支給停止となった方は、有効期限内であってもご利用はいただけません。この場合、両証明書は必ずご返却ください。
- ※ この割引制度は通勤以外の目的（通学等）にもご利用いただけますが、学生割引などその他の割引制度を利用するほうが、安価に購入できる場合がありますので、実際の金額はJR駅窓口等でご確認ください。
- ※ JR以外の鉄道やJRバスなどは対象になりません。

ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭等のかたが病気やけがで医療機関にかかったとき、保険診療で支払う医療費の自己負担額を助成します。

▶ 対象者および所得制限

児童扶養手当を請求できるかた（P.1参照）が対象となり、所得制限も同様です（P.2参照）。

▶ 年齢制限

基本的には児童扶養手当と同様、18歳に達する日以後最初の3月31日まで（児童が政令で定める程度の障害がある場合は20歳に達する日まで）ですが、満18歳以後の児童であって高等学校在学中であれば、その資格を延長できる場合があります。

児童扶養手当では障害基礎年金等以外の公的年金※を受給されている方は、公的年金の額が児童扶養手当額を下回る場合のみ、その差額が児童扶養手当として受給できるという制度ですが、**ひとり親家庭等医療費助成制度**については、障害基礎年金等以外の公的年金※を受給していても、所得制限限度額を超えないければ、医療費助成が受けられます。

※ 遺族年金、老齢年金、労災年金など

児童の障害（施行令別表第一）

- 1 次に掲げる視覚障害
イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
□ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
二 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デジベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃくの機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 9 一上肢の全ての指を欠くもの
- 10 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 両上肢の全ての指を欠くもの
- 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 17 身体の機能の障害もしくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- （備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

父又は母の障害（施行令別表第二）

- 1 次に掲げる視覚障害
イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
□ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
二 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デジベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢の全ての指を欠くもの
- 5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 10 精神に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの
- （備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

便利な世の中にござる



児童手当について



子ども医療費助成について



子ども若者部 子育て政策課 手当・医療係
〒250-8555 小田原市荻窪300番地 TEL 0465-33-1453